

焼却施設長期包括的運営事業について

1. 焼却施設の運営方式について

運営方式は主に下記の2つの方式があり、当市は従来型委託方式を採用している。

| 項目 | 従来型（個別発注）委託方式 | 長期包括的委託方式 |
|--------|---|---|
| 業務イメージ | | |
| 管理運営主体 | 市が運営主体 (民間企業は仕様書に定められた内容を満たすための役務を提供) | 民間企業が主体 (契約条件である廃棄物の受入れ、指定された水準に基づく処理) |
| 契約期間 | 短期（単年が一般的） | 長期（5年～20年程度） |
| 特徴 | 市の裁量範囲が大きい 単年ごとに事業費を算定 市がすべての事業リスクを負う | 民間企業の自由裁量が可能 事業費の平準化が可能 契約により事業リスクを分担 |
| 道内の事業例 | ・全連続焼却施設21施設の内13施設が採用（旭川市、苫小牧市等） | ・全連続焼却施設21施設の内8施設が採用（岩見沢市、江別市、石狩市等） ・札幌市（駒岡工場）、函館市、千歳市（広域）は新施設整備等により従来型から長期包括へ移行予定 |

2. 現方式（従来型委託方式）の課題

- ・年度によって点検整備や補修内容が変わるため、事業費の変動が大きい。
- ・計画的な施設の補修には、専門的な知識や施設のノウハウが必要となる。
- ・入札毎に受注者が変更となった場合、施設の安定的な運転に不安がある。
- ・積算、入札、契約、支払い等の事務手続きが多く発生する。

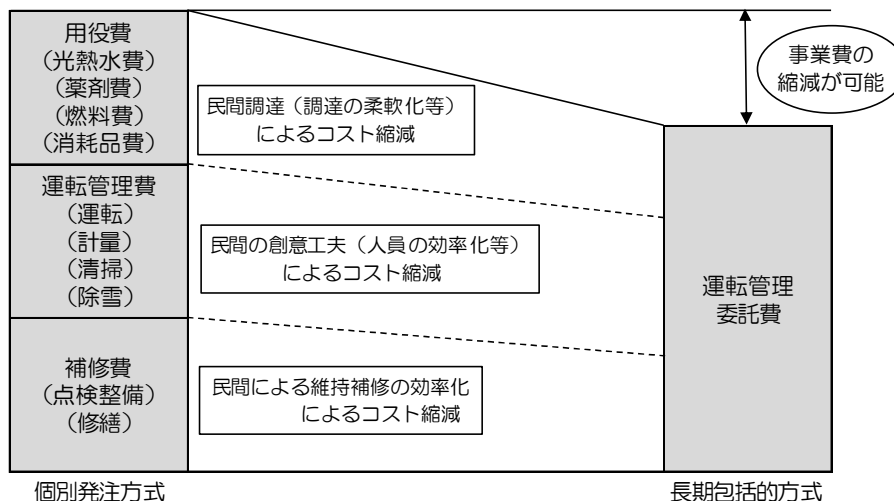


長期包括的運営事業へ移行を検討

3. 長期包括的委託方式におけるメリット

- 点検整備や補修費の平準化が図られることにより計画的な財務計画が可能である。
- 施設に精通した受託者による施設の適切な維持・補修が可能となる。
- 長期的な運営により施設の情報が蓄積され、安定的な運転が期待できる。
- 包括的に発注することで、事業者の裁量が発揮できコストの縮減が期待できる。

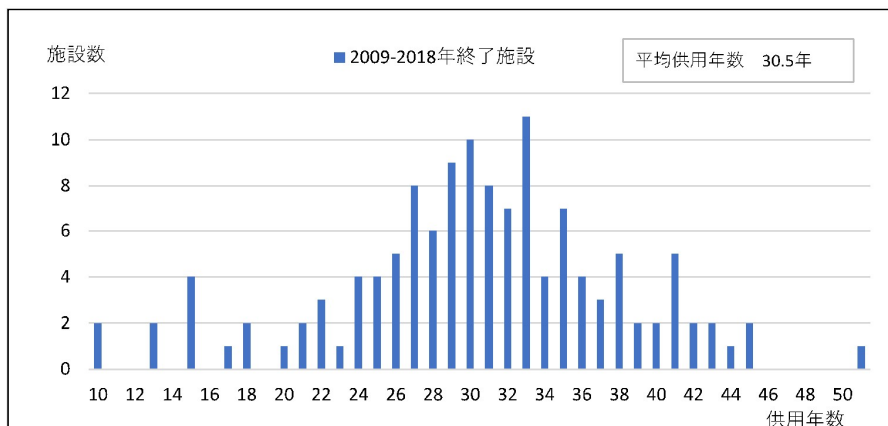
コスト縮減イメージ



4. 事業期間について

1) 供用年数

焼却施設の供用年数は、適切な維持補修を行うことで平均 30.5 年となっており、当市につきも長期包括的運営事業に移行することで 30 年から 35 年の供用年数を想定し事業期間を設定する。

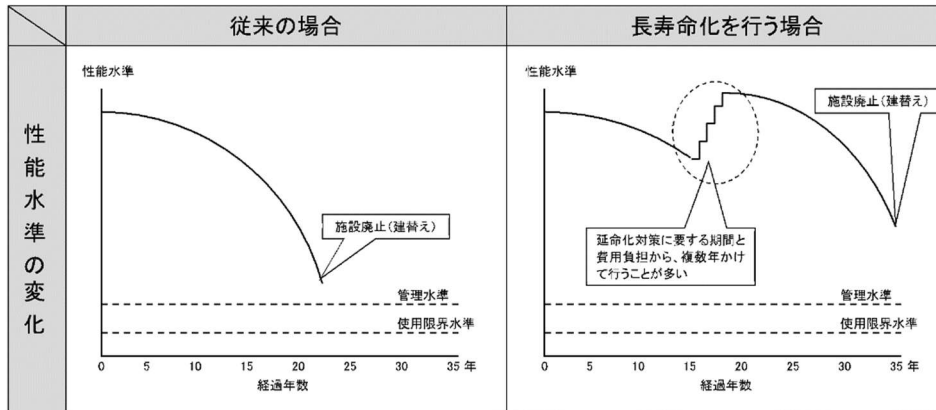


全連続焼却施設の稼働終了時の供用年数

出展：「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（環境省）

2) 大規模修繕時期

ストックマネジメントの考え方では、施設の供用開始後 15 年～20 年までに延命化対策を行うことで、施設の廃止時期を従来から 15 年ほど延命化し、総じて 30 年以上の最終利用年数を想定している。他施設でも 20 年程度で大規模修繕を実施している事例が多いことから、当市についても 20 年程度で大規模修繕を行うと想定する。



廃棄物処理施設における長寿命化総合計画のイメージ（性能水準の変化）

出展：「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（環境省）

3) 他施設の事例

供用開始年度が当市の施設と同じ 2020 年度（R2）以降で、かつ同種の全連続ストーカー炉（全 37 施設）における運営期間の調査結果では、長期包括的運営事業の事業期間は、ほとんどが 20 年程度を採用している。

全連続焼却施設（ストーカー炉）の事業期間（2020 年以降供用開始施設）

| 従来型 | | DBO、DB+O | | | | 合計 |
|----------------|----|----------|--------|-----|------------------------------|----|
| 直営 (一部委託含む) | 委託 | 10年未満 | 10年6か月 | 15年 | 20年程度 (19年6か月～ 20年1か月) | |
| 4 | 6 | 0 | 1 | 2 | 24 | 37 |

4) 事業期間

事業期間は、大規模修繕時期や他市の事例から 20 年程度が妥当と考えられる。

5. 長期包括的運営事業への移行とスケジュール

長期包括のメリットや他市の選定状況を考慮し、令和6年度より長期包括的運営事業に移行する。

- ・令和4年度に要求水準書、募集要項等を作成。
- ・令和5年度に事業者選定、契約。
- ・令和6年度から令和20年度末までの15年間の長期包括的運営事業を実施（供用開始から19年）。

| 項 目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 長期包括発注支援委託業務 | → | | |
| 要求水準書作成 | → | | |
| 実施方針・募集要項作成 | → | | |
| 基本協定書、契約書作成 | → | | |
| 予定価格算出支援 | → | | |
| 業者選定基準作成 | → | | |
| モニタリング実施要領作成 | | → | |
| 事業者契約手続き | | → | |
| 事業者選定委員会 | | → | |
| 実施方針公表 | | → | |
| 入札公告 | | → | |
| 応募期間 | | → | |
| 業者決定 | | → | |
| 引継ぎ期間 | | | → |
| 業務開始 | | | → |